

注*本文書は「二一〇〇一」の咨覆である。

- (1) 嚴察 同様の他の文書では「嚴禁」なので、あるいは「嚴禁」の誤りか。
- (2) 束 校訂本では「束」とあるが、「束」の誤りか。
- (3) 覆疇 庇護。
- (4) 淪肌浹髓 淪肌浹髓とも。筋肉や骨髄にしみとおる。感銘の深いこと。

2-111-04

国王尚顯の、接貢のため存留通事梁光地等に付した執照

(嘉慶十六《一八一二》、八、八)

琉球国中山王尚(灑)、勅書を恭迎し併びに使臣を接回せんが事の為にす。

照得したるに、本爵は業に嘉慶十五年の秋に耳目官向国柱、正議大夫蔡肇業等を遣わし、表章・方物を齎捧して天朝に入貢す。本爵、經に福建等処承宣布政使司に移咨し、起送して京に赴き、聖禧を叩祝せしめて案に在り。

茲に還国の期に当たり、例として応に船を撥りて接回すべし。此れが為に特に都通事蔡次九等を遣わし、梢役共に八十九員名を帶領し、海船一隻に坐駕せしめ、前みて福建に至りて、皇上の勅書及び欽賞の幣帛を恭迎し、併びに京回の使臣向国柱・蔡肇業・

鄭克新と在閩の存留通事毛超叙等を接えて還国せしめんとす。

但だ差わす所の員役は、文憑無ければ、以て各処官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。此れが為に王府、札字第二百号の半印勘合の執照一道を給発し、存留通事梁光地等に付し、収執して前去せしむ。凡そ所の閩津及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇えば、即便に放行し、留難して阻滯するを得る母からしめよ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

在船都通事一員 蔡次九 跟伴四名
 在船使者二員 ⁽²⁾向元瑚 跟伴八名
⁽³⁾馬国柱
 存留通事一員 梁光地 跟伴六名
 管船夥長・直庫 二名 楊德 ⁽⁴⁾ 玉成器 ⁽⁵⁾
 水梢共に六十五名

右、執照は存留通事梁光地等に付し、此れを准けしむ
 嘉慶十六年(一八一二)八月初八日

注 (1) 梁光地 乾隆三十三(道光十七年(一七六八)一八三七)。久米

- 系(上江洲家)十三世。當間親雲上。嘉慶二十一年(一八一六)、長史、道光二年(一八二二)、正議大夫、七年紫金大夫となる。
- 嘉慶十六年接貢の存留通事、二十三年朝京都通事、道光四年進貢の正議大夫として中国に渡る。同八年、兼城間切武富地頭職に任ぜられる(『家譜(二)』七九四頁)。
- (2) 向元瑚 平敷親雲上(『家譜(二)』梁光地の譜、七九五頁)。

『宝案』では嘉慶十六年の在船使者、道光十六年の結状に郷耆老として記名がある(巻一六三)。

- (3) 馬国柱 嘉慶十六年の在船使者。
- (4) 楊徳□ 嘉慶十六年の管船夥長。
- (5) 玉成器 嘉慶十六年の管船直庫。